--- J. クチンスキーの所論の検討を中心に---

ーはじめに

資本主義の独占=帝国主義段階への移行は、資本主義体制における財政のうえにも重大な変化をもたらした。とくにやがてまもない帝国主義第一次世界戦争の勃発はその変化を決定的なものにせずにおかなかった。迫りくる世界戦争に対処すべく、経費(軍事費)規模の著るしい増大がそれである。財政規模を絶対的、相対的に増大させることなしに戦争を遂行することは、およそ不可能だからである。

しかしその傾向は、前世紀の最後の四半期以降の独占資本の萌芽的形成期に おいてすでに 用意されていたのであり、ドイツ財政学の 代表者は、ここから 「経費膨張の 法則」を根拠づけていたのである。この経費の 顕著な 増大傾向 は、当然にそれに照応する財政制度の改革を要求することになり、こうして帝 国主義の形成、確立期はその後の財政制度の原型をなすいくつかの改革をもた らすことになった。

ところで第一次大戦は、同時にそれまでの財政理論にたいする新たな再検討を迫る時代的契機でもあったが、大戦のもたらした危機状態をもっとも深刻に 経験したドイツでは、財政社会学といわれる財政学の支配的潮流をうみだすことになった。

本稿は、第一次大戦とそれによる全般的危機の開始=国家独占資本主義の形成期にあって、ドイツ財政社会学の批判的見地にたち、独自的な財政論によっ

てこの時期の資本主義財政の分析を試みている若き日のユルゲン・クチンスキーの所論 (Jürgen Kuczynski, Der Staatshaushalt, Berlin, 1927) を検討することにより、帝国主義確立期を中心とする財政の一問題に言及したものである。

ニ クチンスキーの財政分析の方法

J・クチンスキーは先にあげた『国家財政』なる小著で、おもに19世紀の最後の四半世紀から20世紀の最初の四半世紀のイギリスおよびドイツの財政状態をとりあげ、そこから経費・収入論について独自的な理論化をおこなっている。

彼の主眼点は、資本主義財政が彼のいうところの似而非民主主義によって貫 ぬかれているという見地から、資本主義財政の本質一財政の階級的本質一を批 判するところにある。資本主義財政の似而非民主主義 (Pseudodemocracy), 金権主義 (Plutokratie) 的性格を、彼は以下のような論理で導く。

クチンスキーはまず、財政学が国家の収入を、予測される国家の経費に照応させ高めることにかんする学問であると定義して、収入にたいする経費の第一義的重要性を強調する。「この事実から財政学の周知の命題、すなわち国家においては経費が収入を規定するという命題が導きだされる。しかしだれもこの命題のもつ思想の深さを十分に理解したものはけしていなかったのであって、それを常に経費と収入の量的関係についての明言としてのみ理解してきた。つまり収入の程度は、必要な経費の程度に依存するという意味にのみ理解してきた。しかしこの命題の意味ははるかに包括的である。経費と収入の量的関係のみでなく、すべて考えうる関係一般が一方的に経費によって規定される。経費の性格とそれに結びついた目的が収入の意味と作用を規定しそれに反映される。あらゆる点において経費は第一次的なもの決定的なものであり、収入は第二次的なもの派生的なものである。」

収入の意味と作用 (Sinn und Wirkung der Einnahmen) を規定する経費 は、彼によれば意図と性格 (Absicht und Charakter) の二つの構成要因をも つものとされる。経費の意図にかんする学は財政政策学にほかならず、財政政 策は現実の財政領域における合経済法則的発展の自覚的運営である。他方、経 費の性格とは、経済法則すなわち資本蓄積への傾向によって規定された経費の 構造である。

経費の意図は経済生活の諸傾向の自覚的反映であるから、経費の意図はその 性格から、経済生活の構造から基礎づけねばならない。すなわち財政政策は、 それを規定する経済生活の構造から解明されるべきであり、ここにゴールトシ ャイトの財政社会学が財政研究の前面におしだされる意義がある。したがって 財政政策の主体である国家についても、まず経済構造の研究が先行されねばな Bitchio

「財政政策の内的諸関連を深く検討するためには、その前にまず財政政策を 実施する, 行動する主体としての国家にかんするかぎり, 個々の構造の研究が 先行しなければならない。

さらにクチンスキーは、国家と財政政策の関連について考察する。歴史は階 級闘争の連続であるという命題から出発するかぎり, 財政政策も被抑圧階級に たいする闘争の精神を担うということである。そしてこの場合、一般的には抑 圧階級は階級支配のためにできるかぎり多くの経費を費そうとすると同時に、 この経費の調達をできるかぎり多く被抑圧階級に負担させようとする。

こうして、「支配階級の地位が有力であり安定していればいるほど、 支配階 のための最良の武器として国家が要する経費のうち、被抑圧階級のもつ財のう ち彼らにとって有害な、したがって被抑圧階級のために不生産的であるのみ級 でなく、破壊的な使途に用いられる割合はますます増大する。」

結論的に クチンスキーは 次のようにのべている。「マルクスの思考以来世紀 以上がすぎるにもかかわらず、財政学はマルクスの 思想をわが 物としておら ず、必然的な結論はひきだされていない。国家は敵対する二つの階級を結合す

る絆であり秩序づける手である。……国家の行為は財政学においては何々のための支出とよばれる。それ故国家の批判と改造は、今日支配的である見解のように、収入によってではなく経費によって始められねばならない。それに対応する経費機構によって真に正しいものとされえない収入機構は存在しない。しかしいかなる収入機構も階級的経費機構によって不正のものとなりうる。」

だから歴史の長く激しい闘争過程で、被抑圧階級にのみ集中する租税負担の配分をいくらか軽くしえたとしても、仮に経費機構が収入機構の民主化について生じなければその意義は小さいことになる。したがって租税(収入機構)の民主化に努力を限定する者は、せいぜい被抑圧階級のための支出をできるだけ増大しようとするか、あるいは租税の民主化の若干の決定的な階級的経費政策をごまかされるかのいずれかにならざるをえない。

以上まずクチンスキーの経費論, すなわち収入にたいする経費の規定的性格, 社会経済構造によって決定される経費の階級的本質論についてみたが, 経費の作用が, 支配的経済法則つまり資本蓄積の傾向に支配されるという彼の見解については, 何らの異存もありえないだろう。

ところが経費と収入の相互関係を背反的、対立的(前者が後者を一方的に決定するというように)にとらえようとするクチンスキーは、経費機構のそなえる露骨な階級的性格と異なって、収入機構には「民主的性格」が挿入されるのだという見解を展開する。そこで次にこれをみていこう。

彼はゴールトシャイトの経費,収入論は両者が同一的意義をあたえられているにすぎない、したがってゴールトシャイト流にいえば、経費か収入かの一方の内容を知れば、同時に必然的に他方も知りうるものだという機械的、並行論的なものにすぎなくなるのだと批判する。

「経費と収入の関係を理解するにおいて、私はゴールトシャイトから別れる。……私は収入機構の精神から経費機構の精神をいつも推論できるということを信じない。反対に収入機構の精神はしばしば真の財政政策をまどわす。収入機構の民主化はすなわち資本主義の最良の手段の一つであり、経費機構の金

権主義化を無視させる最良の手段の一つである。」

経費機構の精神とはちがって収入機構のそれは、「民主化」される属性をもつのであって、それ故にこうして経費一財政機構の全権主義的本質が欺瞞化されるというのである。先には収入の経費にたいする関係が従属的にみなされていたが、ここでは収入機構が経費機構を欺瞞化するものであるとされる。

では「収入機構の民主化」は、どのようにして、何故にもたらされるか。これについて彼は次のようにのべている。

「ここに似而非民主主義というきわめて興味ある問題を演じることになる。ただ完全な民主的収入機構は露骨な資本主義的財政機構にきわめて容易に適合されうる。国家において反資本主義的な傾向が強くなればなるほど――それは一般的には資本主義的経済の高度化が増大する場合である一資本主義はこの傾向に外見上譲歩せざるをえない必要にますます強く迫られるようになる。そしてこれは、それ自体としては重要でないにしても、しかし目立った何人の注意をもひくことがらを民主化することによって行う。……かくて我々は、財政政策において純粋な資本主義的利益の貫徹が増大すればするほど、収入機構の民主化が手をたずさえて進行するという注目すべき認識に到達する。」

クチンスキーはさらにその収入論を根拠づける。経費とは対立的に区別される収入の意味と作用について、彼は今までのべたことをまとめながら、次の三つの命題として列記している。

- (1) (収入と経費との) 一切の関係は, 一方的に経費によって決められる。 経費の性格と経費に結びついた意図は, 収入の意味と作用を規定する。
- (2) 収入機構の精神から経費機構の精神を推定することはできない。反対に前者は現実の財政政策をいつわることが多い。
- (3) マルクスはのべている。「直接にブルジョア的生産に 基礎をおく分配関係, すなわち労賃と利潤の関係は, 租税によってはせいぜい副次的な点が修正されうるだけで, けしてその根底をおびやかされることはない。租税についてのあらゆる研究や議論は, このブルジョア関係が永遠に続くという前提に立っ

ているのである。」

この三つの命題は相互に一致するものではないが、相補なって収入機構の役割についての明確な見解をもたらす。すなわち、「資本制国家においては収入機構は、資本制経済の要求に照応するということである。しかしこのことはまた第二の命題がいうように、資本主義国家においては収入機構もまた資本主義的、金権主義的でなければならないということを意味するのではない。なぜならすでに我々が確認したように、資本主義的発展の最近の段階は似而非民主主義の支配を特徴とする。したがって我々は収入から経費を、いな国家の構造をも推論しうるというゴールトシャイトの財政理論を異議なしとすることはできない。」

さて経済発展あるいはそれにともなう反資本主義運動の強化によって、収入 構造の民主化の深化が生ずるという理論的根拠を、上のマルクスの命題に求め たクチンスキーは、その具体的事実を資本主義のもっとも発展したイギリスに 求めて例証する。彼のあげている具体的根拠は以下のようである。

「収入機構の民主化」がはっきり認められるのは、彼によればイギリスの相 続税制と所得税制においてである。まず彼は、相続税収の増大を次のように表 示している。

	相続税収入	租税収入総額	比率
1810年	881千ポンド	64.6百万ポンド	1.36%
1820	1,696	52.4	3.26
1840	2,192	46.7	4.69
1850	2,415	51.1	4.73
1895	14,210	94.4	15.05
1905	17,534	135.0	12.99
1913	27,300	163.0	16.75

そこで、「相続税はイギリスにおいて 著るしく完成しており 相当高い収入額に達している。このような租税の徴収は、どのような収入機構をも民主化せざるをえない。この収入機構の民主化は、イギリス経済の高度資本主義への発展

にともない公的政治生活における社会主義的思潮の拡大にともなって進展して いる。イギリスの財政政策は、イギリス経済の要求にこたえ、そのために似而 非民主主義の衣をまとう | ことにたる。

次に所得税の改革について、「最近の実施期1842年以来の所得税法はたえず 改正され, 富者にたいする累進税率はますます増大し, 低額所得の免税と高額 所得の加徴のため重要な諸修正があいついで行かわれた。 これをのべられて いるとおりにほぼ列記すると

1842年 所得税の実施,所得免税点150ポンド。

- 免税点の100ポンドへの引下げ(クリミア戦争),しかし100ポンドをこえる150 ポンド以下の所得にたいする税率軽減。
- 上年税率軽減の正常税率への復帰、しかし100ポンドをこえる200ポンド以下の 1864 所得については60ポンドが免税。
- 1873 100ポンドをこえる300ポンド以下の所得については80ポンドが免税。
- 1877 所得免税点の150ポンドへの引上げ、150ポンドをこえる400ポンド以下の所得 については、120ポンドが免税。
- 1894 免税点の160ポンドへの引上げ、160ポンドをこえる400ポンド以下の所得につ いては160ポンド,400ポンドをこえる500ポンド以下の所得については100ポンド の免税。
- 1899 免税点を次のように改正、160ポンドをこえる400ポンド以下の所得については 160ポンド,500ポンド以下の所得については150ポンド,500ポンドをこえる600 ポンド以下の所得については120ポンド,600ポンドをこえる700ポンド以下の所 得については70ポンド。
- 1907 利子所得(不労所得)の加徴。
- 1909 累進税制の採用、500ポンドをこえる所得をもつ納税義務者たる個人は付加税 を支払うこと。50ポンド以下の所得については、16才末満の子女1人について10 ポンドを課税所得から控除しらる。
- 付加税率の引上げ、付加税の対象となる所得は3,001ポンド以上、同年から第 1914 一次大戦中、付加税率の著るしい引上げ。勤労所得と不労所得について累准差の 強化。子女にたいする控除額の引上げ。

イギリスとは反対にドイツの場合は, クチンスキーによばれ第一次大戦後, 「高度資本主義から低次の資本主義 | へ後退したので、資本主義的民主主義す

ら圧殺され、あるものは有産者と無産者の階級的差別待遇のみだという。したがって財政政策の領域においても、収入機構の金権主義化、反民主化のみが支配している。そしてここでもその例証として相続税と所得税の相次ぐ改革が(ドイツの場合はほぼ1920年以降で示されている)、イギリスとは逆に富者への優遇 貧者への逆進的加徴にあるという観点から指摘されている。

以上がこれまでみてきたクチンスキーの見解の要旨であるが、その間題提起を今一度整理して問題点を指摘しよう。

資本主義財政の経費構造は、資本蓄積増大への傾向的性格をけしてまぬがれることができず、その意図もこれに立脚したうえでの財政運営にすぎない。この意味で資本主義財政は、決定的に金権主義化の属性を露呈することになる。

(事実彼が資本主義経費を分析している一節では、戦備費,戦争遂行費,戦後処理費,公債費,通貨増発,教育費,司法費などの階級的性格がこの観点で批判されている。)これに反して収入内容は、資本主義の高度化、反資本主義的潮流の台頭とともに、だれの目にもつきやすい租税制度の民主化を遂行しうる。

こうして収入機構の民主化により、経費の本来的にもつ金権主義的性格が隠べいされ、財政全体は似而非民主主義のベールをかむる。クチンスキーの主題は、まさにこの似而非民主主義にまとわれる資本主義財政を批判、暴露することにあったはずであり、その限りにおいていわゆるブルジョア的財政民主主義の批判として、今日に接続する優れた観点を提起しているものであろう。

ところがそのさい彼は、似而非民主主義財政論の論証において、経費機構の金権主義化に、収入機構の民主化(課税面にだけかんしては租税の公平負担)を対比させることによって、財政全体の似而非民主主義を統一させる方法をとった。このために現実の経費内容の徹底した批判にたいして、収入の分析において「民主化」が不当に強調されることになり、いったい彼の強調点が税制の民主的内容それ自体におかれているのか、それはあくまで財政の似而非民主主義を批判する手段としてもちこまれているのかが、不明確になってしまっていると考えざるをえないが、おそらく両者に同程度の力点をおいてると考えられ

る。

しかし結果的にみれば、前提とされた理論の論証のために、彼は税制改革の 推進的動機が、富者には不利に貧者には有利に、すなわち税制の民主的改革に あるとして、先にみたようにもっぱらこの観点から改革内容を叙述しているの である。

そこで税制の民主的改革を,彼は理論的にはマルクスの周知の命題に求め, 現実的にはイギリスの相続税,所得税制に求めたのであるが,問題はその正当 性いかんである。

まずマルクスののべていることを、税制の民主的改革の理論的根拠にすることは、明らかに論理飛躍であろう。

問題はむしろ,クチンスキーが分析の対象とした帝国主義確立期の直接税である相続税,所得税の評価であり、これを冒頭でのべた財政の歴史的変化、意義からどう評価するかにある。彼が提起した「収入→租税民主主義」の問題は、財政学において当初から中心問題である、いわゆる租税の公平負担実現の問題にほかならない。

結論的にいえば、彼の分析は当時のイギリス税制の変化を歴史的に把握する。 には、きわめて材料不足であり、租税民主主義実現(以下租税民主主義という場合は、租税の公平負担をも含む財政運営上のブルジョア民主主義制度の意味である)の結論をひき出すには論証不足だったといわざるをえない。

したがって 以下相続税と 所得税を中心として、 当時の イギリス税制のなかで、 クチンスキーの 示している 事実項目を もっと詳しく補足することによって、 彼の評価の是非について検討することにしたい。 おもな問題は、「収入機構の民主化」の具体的に意味するもの、およびその規定的推進動機は何かということである。

注 (1) 彼の著作の項目は、序論、A資本主義の財政機構、「経費、『収入、B資本制国家から社会主義社会への移行、C社会主義財政機構、『経費、『収入となっている。なおこの小著は、いくつかの批判的な指摘とともに、すでに小谷義次教授によ

って詳細に紹介されている。「経費と収入一経費論の展開とクチンスキーのゴールトシャイト批判について一」(大阪市大『経済学年報』第12集,1960年)本稿では私なりの検討の必要から、同論文によりつつ今一度クチンスキーの見解の要点を整理し、合せて独自的に検討を試みたい。

- (2) J, Kuczynski, Der Staatshaushalt S. 7.
- (3) Ibid, S, 20,
- (4) Ibid, S, 10.
- (5) Ibid, S. 10~11.
- (6) Ibid, S. 11.
- (7) Ibid, S. 11~12. ここでみるようにクチンスキーの立論は、ゴールトシャイトの理論(R. Goldsheid, Staat, öffentlicher Haushalt und Gesellschaft, 1929.) 批判から設定されている。ゴールトシャイトの理論の紹介をも含めた前掲、小谷論文「経費と収入」参照。ゴールトシャイト批判を通じて、経費の収入にたいする規定的性格を強調している点はクチンスキーの特色である。それは、財政の本質を国家による強制的獲得経済に求め、経費論を否定ないし軽視する見解(たとえば、カイツル、ボーリューなど)に対置されたものであろう。しかし付言すると、確かに長期的あるいは特殊的時期においてみれば、経費が収入を決定するといえるかもしれないが、各年の予算決定では逆に収入規模が経費を決定するのも現実であり、したがっていずれかの一方的決定性を一般的に強調することは、意義ある議論とはいいがたい。
- (8) Ibid, S. 12.
- (9) Ibid, S. 25.
- (10) これは周知のマルクスの書評「ジュラルダン、『社会主義と租税』」からの引用である。
- (11) Ibid, S. 25~26.
- (12) Ibid, S. 27.
- (13) Ibid, S. 27. 傍点引用者。
- (14)(15) Ibid, S. 27~29.
- (b) クチンスキーには帝国主義についての科学的概念がまだ把握されていなかったので、イギリスのように発展した国を高度資本主義、ドイツのような国を低次の資本主義と表現している。
- (i) 彼のこのような評価は、財政改革においてもイギリスにおくれをとっていたドイツの財政学者にとって、イギリスを手本とするうえからかなり一般的になっていたものと考えられる。佐藤教授の紹介によれば、たとえばマイゼルは「イギリスの所

得税は、ビールの所得税から70年たって、若い強力な民主的租税になった」と評価し、またアレントは「イギリスの所得税は、その後の発展において収益税の結合体から真の所得税になった。」と評価している。佐藤進『近代税制の成立過程』(p. 3 23~324.)参照。

- (18) 先にクチンスキーがマルクスから引用している個所は、租税改革によって「社会主義」をもたらしうると考えたジュラルダンの著『社会主義と租税』にたいする書評からである。(マルクス・エンゲルス全集、第7巻)ここでマルクスは、租税は所得再分配によって、所得分配をいくらか修正しうるにせよ、基本的な分配あるいは生産関係をけして変更しうるものでないことをのべているにすぎず、まして税制の民主化の可能性をのべているのではない。マルクスはむしろこの論文で、進歩的よそおいで試みられた「租税改革」を批判し、冷笑さえしているのである。(なお小谷教授の批判参照。前掲 p. 130~131)
- (19) 同様のことはもちろん、あとでみるように経費における「民主性」についてもいえる。そもそも財政の「民主性」を収入内容にのみ限定すること自体が一面的だといわねばならない。

三 所得税,相続税制の改革評価

周知のように所得税はイギリスにおいて、すでにナポレオン戦争下の1799年にピット (W, Pitt) によって戦時臨時税として導入されたものである。しかしそれが幾多の歴史的変遷をへて資本主義諸国の支配的租税として定着するのは、やっと帝国主義の確立期になってからのことである。このことは所得税が現代資本主義の租税体係の中心税制をなすものとして、帝国主義段階にふさわしい租税の性格をそなえていることを意味する。

それだけにまた所得税定着の歴史的過程は、財政史の変化と経済政治勢力の 集約的な激しい抗争を示す過程でもあり、所得税史でもっとも長い歴史をもつ イギリス財政については、わが国でも詳細な研究が行なわれつつある。本節で は先のクチンスキーの所得・相続税制改革の評価を中心に検討する必要から、 もっぱら問題をここに集約するかたちで必要な限りの概略としたい。

イギリス所得税の現代的原型が形成されるのは、1907年のアスキスおよび19

09年のロイド・ジョージの改革によってであるが、これに至るまでの過程を概略すると以下のようである。

1799年に新設された所得税は、1803年以降アディトンの改革(Addington's reform)により、源泉課徴制(taxation at the source)となり、累退税率($60\sim150$ ポンドの年所得層には累進税率、150ポンド以上の所得層には比例税率)で課するものとした。納税者は人口の3%程度で大所得層のみ、しかも農業収入層が半分以上である。

ここで注目すべきは、すでに議会内外で、(1)比例税か累進税か (結果は比例税) (2)稼動所得を差別すべきか (結果はしない) (3)免税点 (結果は60ポンド) などが、議論の焦点になっていたことであろう。この議論はその後も所得税設定の是非を問題とするさい必ず生じた。というのは、シエハブものべているように、所得税はより大きな所得にたいするより大きな課税設定という困難を生まれながらにもっているからである。

1816年に廃止された所得税は、1830年代後期の慢性的赤字のため1842年にピール (Robert Peel) によって再設され、 関税、エクサイズ改正にともなう自由主義財政改革の一環として行なわれた。重要点は所得税を次の5シェデールに分類し、所得1ポンド当り7ペンス (3%) の税を、年所得150ポンド以上の個人と法人に課したことであった。

(A)土地・家屋など不動産収入, (B)借地農収入, (C)利子・配当収入, (D)商工業・ 知的職業からの収入, 賃金, (E)公務職員の俸給, 年金。

免税点は 150ポンドに引上げたが、軽課税率は一切みとめないこととし、また従来からの稼動所得と不労所得の差別制 (differentiation between earned imcome and unearned imcome) も実施されなかった。53年以降免税点は 100ポンドに下げられたが、それでもなお当時の労働者の平均賃金は30~50ポンドであったとされているから、労働者階級は納税者たりえず、高所得層のみの有産税たらざるをえなかった。

45年に廃止予定であった所得税は同年延期され、さらに48年、51年において

も延期され、53年には蔵相グラッドストン (Gladston) によって熱心な所得税 廃止計画が試みられたが、これもクリミア戦争による経費増大、間接税収入の 停滞のため実現されなかった。

こうして60年代になると所得税の早急な廃止の是非はもう問題にならなくなった。イギリス所得税史のいわば第二期をなす19世紀中葉は、この臨設的所得税の恒久的設置への移行、すなわち所得税の意義の増大がいよいよ認識されていくことに特色があった。

同時にこれら所得税廃止のあいつぐ延期は、当時最大の納税層をなしていた 地主階級 (保守党) の非難を強くするとともに、他方では急進派 (産業資本) の 差別制導入要求が強まり、次第に現実化の方向をたどる。

しかし差別制導入運動そのものは、急速な資本蓄積と財政収支の順調のためにまた61年のハバード委員会(Hubbad's Committee)での所得税改革審議の打切りも重なって、70年代になると下火になっていった。この時にただ一度所得税廃止の現実的基盤があったが、これもやがて70年半ばからの大不況のため実現されなかった。

イギリス議会で所得税の抜本的改革が活発化するのは20世紀に入ってからである。それは要するに差別制導入の再要求であった。その客観的背景は、ボーア戦争(1899~1902年)を契機として国家経費が顕著に増大したこと、1902年以降関税改革(穀物関税の復活)運動が起こり、反関税運動を担う自由貿易派が、穀物関税にかえて累進的所得税を採用すべきことを強調したことである。

やがて1906年自由党政府は、特別委員会 (Select Committee of 1906)を設け、所得税の累進化と永続的所得、不確定所得への差別制導入の実行可能性について審議することになった。

委員会の基調はもっぱら二つ、すなわち増大する経費需要に対処するに所得 税改革はいかにして税収増の達成効果をもたらしうるか、もはや実行の現実性 のみが問題になっている現在、それを困難にする行政的要因は何かということ であった。

まず累進制についての委員会報告は、(1)納税者の所得申告にもとづく課徴報告、(2)第二の所得税としての超過所得税 (super income tax) の新設、(3)累退性 (degression) による累進税の方法の三点について討議した。報告は、(1)は伝統的な源泉課徴制に抵触するので否決、(2)は事実上所得税の累進化を実現するものであり、実行可能として可決、(3)は低額所得控除の拡大によって累進制を実現しようとするものだが、そうだとすれば一般税率を引上げねばならないことが難点だということで否決となった。

とくに(3)は、累進制の目的が低額所得の控除に加えて、税収の拡大をはかる ものであることを示唆する意味で重要である。

次に差別制導入については、稼動所得と不労所得との区別、とくに資本収益的所得と稼動所得の混在的所得の区別を、株式会社所得を不労所得、個人企業所得を稼動所得とみなし、さらに所得額をも考慮しつつ実施するとすれば実行可能であるとした。

こうしてこの準備のうえにアスキスおよびロイド・ジョージの改革が実行されるのである。 さて アスキスの 改革 (Asquith's reform) は、「1907年歳入法」で次のように具体化された。

- (1) 一般税率はこれまでどおり1ポンド1シリングとし、免税点や低額所得控除もこれまでのままとする。
- (2) あらゆる源泉からの所得の総額が2,000ポンドをこえない個人で、かつその所得のどこの部分かが稼動所得の場合は、これについて1ポンド当り9ペンスの税率で課税する。
- (3) 低額所得控除の対象となる所得でかつ稼動所得の場合は、この所得は低額所得控除をうけかつ稼動所得税率で課税、またもしその所得が不労所得と稼動所得との両者からなる場合は、低額所得控除はまず稼動所得部分から行ない、ついで不労所得部分に及ぶ。

ついで1909年ロイド・ジョージの改革 (Lloyd George's reform) が実行された。

経費膨張は軍事費、社会政策費を中心にかつてない早さで進み、改革実行を

いっそう緊急なものにしていた。これにたいするに蔵相L・ジョージは,一方で間接税 (蒸留酒税,タバコ税の引上げ,ガソリン税などの新設) 増大 を は か り つ つ,他方で所得税,相続税の改革,土地税新設などの直接税収の増大をも意図した。 Γ 1910年歳入法」による所得税改革は次のような内容をもっていた。

- (1) 一般税率の引上げ、1ポンド当り1シリングから1シリング2ペンスへ。
- (2) 超過所得税の創設, すべての源泉からの所得の総額が5,000ポンドをこえる個人にたいしては、1シリング2ペンスの税率で課される所得に加えて、その総所得のうち3,000ポンドをこえるだけの額について1ポンド当り6ペンスの税率で超過税をかける。
- (3) 差別制の拡充、すべての源泉からの所得の総額が2,000ポンドをこえかつ3,000ポンドをこえない個人で、その所得のどの部分かが稼動所得である場合には、この部分については1ポンド当り1シリングの税率で課税する。
- (4) 子女控除の創設,すべての源泉からの所得の総額が500ポンドをこえない個人でかつ16才未満の子女を有する者にたいしては、その子女1人につき10ポンドの所得控除をみとめる。
- (5) 超過所得税についての申告義務。

以上アスキス、L・ジョージの改革で所得税はきわめて重大な変化をとげた。なかでも差別制と累進制の導入こそが、その重点内容をなすことは明らかであり、現代所得税の原型はこの改革によって確立されたのである。

さて次に、クチンスキーによってとりあげられていた今一つの主要直接税で ある相続税についてふれておくことにする。

19世紀後半の相続税はプロベイト・デュテイ (probate duty, 動産遺産税), アカウント・デュテイ (account duty, 先の補完税) レガシー・デュテイ (legacy duty, 不動産遺産取得税), サクセション・デュテイ (successionduty, 不動産遺産取得税) の四つの税種の複雑な混合からなっていたが, 課税としては動産にきわめて重く, 不動産に著るしく優遇 (地主保護) され, 産業資本はこれをはげしく非難していた。そして70年代以後自由貿易による安価な外国穀物の輸入で,イギリス農業が不況に陥り,地主勢力と力が弱まるとともに70年代後半からの経費膨張,間接税の収入停滞,所得税改革の反対要求など

から相続税改革は不可避の課題となりつつあった。

もっとも重要なものは、85年、86年、88年の部分的改革が試みられたあと実行された1894年のハーコートの相続税改革 (Harcourt's death duty's reform) であった。

それは動・不動産間の負担不均衡をなくすとともに、イギリスの直接税には じめて累進制を導入する画期的な内容をもつものであった。彼の税制改革は、 (1)海軍公債を減債基金によって償還し元利払いの負担をなくする。(2)直接税改 革による増収、(3)蒸留酒、ビールの税率引上げなどを骨子とするものであった が、当面の問題である相続税の改革については次の内容をもっていることで重要であった。

すなわち 遺産税における 四種区別をなくし、新たに エステイト・デュテイ (estate duty) をつくる、動不動産をとわず財産価格を課税標準とし、かつ $1 \sim 8\%$ までの累進税率をもってしたことである。

相続税改革による累進制の導入およびこれによる増収は、すでに導入されていた所得税賦課さいにおける低額所得にたいする免税または控除制を大幅に拡充させうることになった。そしてこの累進原則の承認とその現実的適用は、先にのべた所得税の改革に及ぶことになったのである。

ハーコートの改革は,不動産課税を動産と同じ基準に改めることによって不動産の相続税負担を増大させ,また新たに累進税率を採用することによって小遺産の負担を軽減し,大遺産の負担を増大させようとするものであった。

これにたいして保守党(地主階級)ははげしい抵抗を試みたが、すでに主要支 配階級たる勢力を失っていたため、もはや阻止する力はもちえなかった。改革 相続税は大土地所有者の税負担を何倍にも増大させ、地主階級に決定的な打撃 をあたえたのである。

以上所得税、相続税改革のあらましをごく簡単にみたが、小結としてこれに よる税収増大と階層別負担状況をあわせてみておく必要がある。

まずアスキス, L・ジョージによる所得税改革は、負担効果からしてこれを

増大させる方向と軽減させる方向での変化を、税収効果からしてこれを増大させる方向でと減少させる方向での変化を同時にもつものであった。

すなわち一般税率引上げと超過所得税の新設はもちろん負担を増大させ税収を増大させる。他方差別制の導入と所得税控除の導入・拡大は、税収と負担を減少させるものであるが、これによる減収は子女控除部分が所得税総収入額の1%にもみたず、また稼動所得軽課措置による減収は、所得税総収入額の4~6%で、全体としてきわめて低いものだとされている。

つまりアスキス、L・ジョージの改革は、納税者の大多数にとってかなりの減税となりはしたが、何よりも所得税収入については、これを大きく増大させる効果をもったのである。その理由は、低額納税者層ないしは稼動所得層は数でこそ多数であっても、全課税所得のなかでその課税所得のしめる割合は小さく、したがってかれらにとって負担の軽減となる措置も税収の大きな減少をもたらさないということ、他方高額所得層は数では少なくても、その課税所得が全体のなかで大きな割合をしめ、そのためにこの層にたいする増税は税収を大きく増大させる結果をもたらしたということである。

次にハーコート改革による相続税収は、新エステイト・デュテイによって多額の収入増をもたらした。これは動不動産が同一基準で課税対象とされたことと累進制を導入したためである。概して不動産の場合は、改革によって相続税負担に増大が生じたのはごく一部の大資産者であり、圧倒的多数はかえって負担の軽減となった。

また動産の場合は全階層にわたって負担の増大が生じたが、課税されるほどの財産をもたぬ層が多かったのでやはり負担増大は一部であった。さらに同じく負担の増大が生じた階層だけについても、不動産の場合その増加率は動産に

くらべてはるかに高いことになる。

こうして所得税であると相続税であるとをとわず、直接税収入の動向を主と して左右したのは低額被課税者層の負担の増減ではなく、高級被課税者層のそれであったことになる。

もってイギリス直接税の民主性がとくに強調されるゆえんであろう。

だがこうして所得税納税者中の大多数が負担軽減の恩恵にあづかったといっても、そのなかに労働者階級はほとんどふくまれていなかったことに注意しなければならない。いうまでもなく当時の労働者の賃金水準は、所得免税点にはるかに及ばなかったからである。

- 注 (1) 帝国主義段階における所得概念の変化に、所得税成立の経済的根拠を求めた試論 として、和田八束『現代租税論』(第1章)がある。
 - (2) 代表的なものとして土生芳人『イギリス資本主義の発展と 租税』(東大出版会, 1971年)があげられる。本書は、自由主義段階から帝国主義段階への移行期を中心にイギリスの税制変化を詳しく実証分析したものである。以下の叙述は、本著作に依拠させていただくとともに、同じくイギリス所得税の変化を歴史的に詳しくフォローしているシェハブの『累進課税』(F, Shehab, Progressive Taxation—A study in the Development of the Progressive Principle in the British Income Tax, Oxford, 1953.)を若干参照することにしたい。
 - (3) 佐藤進『近代税制の成立過程』p. 102~112 参照。
 - (4) Shehab, Progressive Taxation, p. 216.
 - (5) 詳しくは佐藤, 同, p. 163 参照。
 - (6) こうした課税状態をマルクスは次のように評している。「租税はもっぱら社会の上流階級と中産階級にかかっていることがわかる。……しかしイギリスの小ブルジョアジーは所得税にきわめて強い圧迫を感じ、そのためにこの重荷を肩からおろしたいと切望しているにちがいない。」(「イギリスの予算」マル・エン選集第6巻、下、p. 466.
 - (7) 遠藤湘吉編『帝国主義論』下, p. 403.
 - (8) Shehab, op. cit. p. 204. なおまた稼動所得と不労所得の区別は、混在的所得 (combined income) をめぐって、どこで区別するかということから難行した。 Shehab, op. cit., p. 230~231.
 - (9), (10), (11) 以上土生成美『イギリス資本主義の発展と租税』p. 297~303.

- (12) 土生, 同, p. 131 参照。
- (3) ハーコートは、相続税とともに所得税の累進化をも実行する熱心な意図をもっていた。シェハブは、ハーコートが「原則的にはこれに反対する理由は何もない、ただ行政的な困難があるだけだ」と宣明していたことを紹介している。しかしこの時も要するに大所得層の反対で所得税累進化は実行できなかった。Cf, Shehab, op. cit., p. 195~196。
- (4) 大内兵衛, 武田隆夫『財政学』p. 171. など参照のこと。
- (15) 以上, 土生, 同, p. 325~327参照。
- (6) 詳しくは土生、同、p. 328~329. なお参考までに、これをシェハブが紹介しているところによると、1906年の特別委員会時点で、 徴収可能な所得は約678百万ポンド、そのうち250百万ポンドは年所得160~700ポンドで80万人の納税者。307百万ポンドは年所得700~5,000ポンドで30万人。121百万ポンドは年所得5,000ポンド以上で1万人。つまり当時としては中所得層が数としては主な納税層であることがわかる。Shehab, op. cit., p. 225.

四 経費膨脹と「公平負担」の実現

これまで大略的にたどった、帝国主義確立期の財政改革を規定する終局的要 因が何であるかは、もはや明らかだと思われる。すなわち帝国主義段階の財政 においていよいよ強まる経費の膨張傾向である。

イギリスにおいては1870年代の半ばから、とくに90年代以降から第一次大戦にかけて経費は急速に増大した。1873~1913年の40年間における国家経費は、74.6百万ポンドから 192百万ポンドへと 2.6倍に増大し、対国民所得率でも、 $^{(1)}$ 6.5%から 8.5%へと上昇している。

その主内容をなしたのは、軍事費と社会費の増大であった。軍事費ではこの間陸軍費が2倍強であるのにたいし、海軍費は実に5倍近くも増大した。これは第一次大戦に向けてイギリスとドイツが建艦競争に狂奔したためであった。

すでにスミスも指摘していたように戦備費用こそは、経費増大と国家破産を もたらす最大の要因であり、帝国主義段階に至ってからの急速な経費膨張は、 (3) すでに租税国家を危機におとし入れつつあった。

しかしイギリスにおいて注目すべきは、軍事費とならんで社会費(social service expenditure)が経費増大の二大要因の一つになっていたことである。教育から社会保障、公的扶助、住宅、食糧補助までを含む国民生活の最低限的保障である社会費は、自由主義段階では救賃費としてわずかに存在していたにすぎない。それが教育費、社会保障費を中心に、絶対的・相対的に急速な増大を示したのである。

経費増大のこの二つの事実は、帝国主義財政の性格からすれば一見矛盾するようにみえるがけしてそうではない。すでに世界的に最高の経済的地位を失いつつあったイギリスにとって、国際経済競争あるいは戦争技術の高度化によって、一定の知的水準をもった労働力と軍人を必要とし、かつまた経済的最低限の労働力確保がこの時期には重要となってきたからである。

加えて20世紀に入ると迫りくる大戦と貧窮に抗して社会主義勢力が急速に勢力を拡大した。労働運動において一方では帝国主義的超過利潤が、これに寄生する労働貴族部分の存在を可能にしたことは事実であるが、他方において帝国主義の支配を根底からゆるがす労働運動の一大圧力が、このような改良的社会費用の増大にあづかったこともまた確かである。

この社会費用(社会関係サービス費)の増大が、以後のイギリス財政に重要な性格をあたえたことは、例えばヒックスが、この改良的社会費用の増大の始まりをとらえて、国家が第一義的に社会と経済発展のための機関となるべく第一歩をふみ出したと賛美していることからもわかる。

さて軍事費,社会費を中心とし、大勢的には世界戦争に向って増大する経費は、主として租税によってまかなわれた。というのは、ボーア戦争を除いて国債の巨額な発行はみられないのみか、逆にそれまで膨大に累積していた国債の償還政策をとることを余儀なくされていたからである。

国債発行の制限は租税による増収によらねばならないことを意味する。こう して大規模な税制改革がさけられなくなったのである。

イギリスではこの租税調達は、先にみた所得税、相続税制の改革を通じて直

接増収によることになった。それは税収内容からいえば、間接税収入の増大率 が停滞してしまっていたためである。

すなわちイギリスでは、まずエクサイズ (おもに蒸留酒、ビール税)が税率引 上げ不能のためのびなやんでいた。地主勢力がすでに弱化していたイギリスで は、原料である大麦にたいする高税に強い反対がなく、元来からの高税率以上 に加えるそれ以上の 有効な引上げがで きなかったからである。 また 関税収入 は自由貿易政策維持の必要から保護関税がとりえず、税収増大を期待しえない 状態であった。

こうして間接税と直接税収入の比率でみると、イギリスでは1873年に、間接 税が63%であったものが、1913年には40%に低下し、逆に直接税は同じく15% から38%に増大することになった。これは両者の比率がほぼ不変のままであっ たドイツと大きなちがいをなした。さて以上から、経費の増大圧力こそが、所 得税,相続税を二大支柱とする税制改革を不可避にした要因であることは明ら かである。

そこで我々は、当初の問題にかえって、 J・クチンスキーの所論の是非を結 論的に検討することにしたい。

第一に「収入機構の民主化論」について。

すでにみたようにクチンスキーは,経費の金権主義的本質,収入機構の民主 性という背反的性格を統一させて、資本主義財政におけるブルジョア的性格批 判の論理方法とした。

そしてこれを実証するために、イギリスの中心的な直接税である所得税と相 続税およびその改革過程を, 結果的には民主的税制あるいは民主化を実現する 過程として叙述することになった。そのために財政の似而非民主主義の暴露と いう彼の意図は、収入論にかんするかぎり除外されることになってしまった。

確かに両税およびその改革過程において、これを民主的税制あいるは民主化 過程といいうる性格を、当時のイギリス税制があたえてきたことを否定するこ とはできない。具体的にはそれは、両税がいずれも中間ないし高額所得層にたい

する租税たらざるをえなかったという事実においていいうることである。

また免税点の引上げや軽課控除措置の設定も改良的改革の範囲に入ることは 確かであるが、ただしこの点では、相続税はもちろん所得税においても、勤労 大衆を課税対象としえてなかったという条件づきにおいてである。

直接税が労働者階級を対象にしえなかったことを前提とすれば、この両税は 確かに応能原則的な富者税だったのであり、これにたいする累進制、差別制の 導入が民主的性格をもつことは明らかである。

この意味で、「民主的税制」は、ブルジョア的応能原則に立脚した、公平負担のイギリス的実現形態であったということができる。

したがってクチンスキーの見解の根拠に、この民主的改良を可能にした具体的事実、すなわち最高度の工業力、それによる帝国主義的超過利潤の獲得、さらに伝統的な議会制民主主義の発達、労働運動の高揚など経済、政治上の根拠を加えれば、彼のいう民主化は確かに妥当する。

しかしいうまでもなく税制改革の真に意図したものは、租税の公平負担の実 現ではけしてなく、税収の増大そのものであった。その対象において課税が大 所得層に向わざるをえなかった当時の状態と、その改革過程においてたえず公 平負担の政策的配慮のもとに増収をはからねばならないことが、民主化の現象 となったのである。

公平負担の実現はこの基本的観点から評価さねばならず、したがってその累進的内容のみをとりあげて、公平負担実現を前面におし出すことは、税制改革の推進動機をまたその理論化をも誤まらせる危険性をもつ。いいかえれば、「収入機構の民主化」は、それが時によって反ブルジョア的な内容をもちえても、あくまでブルジョア的税制機構の一側面をなすにすぎず、所得の資本主義的分配様式が支配する限り、資本主義的税制はあくまで「金権主義的」であり、反民主的であり、そしてまさにこれこそが本質なのであって、先のマルクスの命題もこのことを意味するにほかならない。

事実帝国主義の発展とともに所得税はいよいよ大衆的課税の性格を強め、時

には労働力の価値部分にまでくいこみ, ブルジョア的公平負担のよそおいすら 抹殺される傾向を強めるのである。

第二に先の問題と関連するが、「収入機構の民主化」から、租税民主主義への接続論について。クチンスキーは、直接税負担の公平化が、「いかなる租税機構をも民主化せざるをえない」として、ここから租税民主主義を導く見地に立っていた。今これを租税負担のみに限定してのことであるが、たとえこの公平負担が、税制上重要な意義をもつものであっても、たんに直接税による負担応能化のみでは、論証不足のそしりをまぬがれることはできない。

なぜなら公平負担実現の基準は、国民的全租税負担のすう勢を全体的にとらえることなしにはあたえられないからである。つまり直接税負担とともに間接税負担をあわせた全体的な負担が言及されねばならない。

一般に直接税とは逆に、間接税は負担の逆進性をもっているので、全租税負担は、間接税負担を無視しては語りえない。

確かに先にみたように、直接税収に比しての間接税収の比重が著るしく低下したのが、この時期のイギリス財政の特色であったし、また後者の増収停滞が 前者の増収を必要にしたのであった。しかし間接税収そのものは、絶対額においてかなりの増大を示していた。

これは当時の経費が急速に増大し、あらゆる形態での税収増大をはからねばならない事情からすればなしろ当然であった。

さらにまた重要なことは、大所得への課税(とくに法人課税)は必ず消費物価騰貴、賃金圧迫となって結局その負担を労働者大衆に転嫁させ、低額所得層に過大な租税圧迫を加えるのと変りなくさせるということである。

したがって租税負担の公平化がもっぱら直接税改革を通じてのみ行なわれ、 逆進的な負担をもたらす間接税については、何らその「民主化」が行なわれな かった当時のイギリスでは、大衆的租税負担度で軽減したと結論することは不 可能であり、事態は全く逆だったのである。

クチンスキーもいうように, 直接税改革はだれの目にもつきやすくより政治

的効果が大きい。それゆえ低額所得層にたいする減税措置によって,失う税収 が大きくない直接税の改革が重視され,逆に失う税収の大きい間接税負担軽減 の改革が疎遠されたのは,けして矛盾することではなかった。

問題は要するに、低額所得層にたいする負担軽減ではなく、増大する経費に 照応した収入をいかにしてより多く調達するかにあり、公平負担実現もその枠 内での問題をでるものではない。直接税における負担の「公平化」と間接税に おける負担の不平等化は、けして相入れない現象ではなくむしろ経費膨張に照 応するに適わしい現象であって、これによって「公平負担」の欺瞞化がいっそ り深まるのが帝国主義財政の特色となる。

第三に経費における金権主義的本質論について。クチンスキーは、民主的税制を金権主義的経費に対比させて論証しようとしたため、経費の民主的改良性格を全く見落すことになった。しかし「民主性」は経費においても実現される。

イギリス財政において戦争関係費の増大が経費のブルジョア的性格を示す代表費目であったとすれば、社会費の増大は「民主的性格」を示す代表費目であったといいうる。一方での軍事費の増大と他方での社会政策費の増大は、彼のいう金権主義的本性が貫ぬかれるべき経費にとって相入れない現象のようにみえるかもしれない。しかしそもそも公共性をそなえて階級的利害を維持する国家にとって、その財政現象である金権性と民主性はけして根本的に矛盾する現象ではなく、むしろ相照応する現象だといいうる。

すでに独占段階に入り、帝国主義戦争を準備しなければならない国家にとって、社会政策費の増大は、所定の知的教育、労働力保全、労働運動対策などとして不可避の重点経費となる。それなくしては結局戦争体制そのものを有効に 準備しえないからである。

帝国主義、全般的危機移行の段階で、諸矛盾の激化に対応するこの政策的、 改良的経費の配置はむしろ法則的現象であって、経費のブルジョア的性格と民 主的性格がこれほどはっきり示されていた財政事例も多くはないであろう。 収入機構における民主性が租税負担においてだれの目にも明らかであるなら, 経費における民主性もまた受益において多くの人々の目に明らかである。こう して「民主化」の根拠をもっぱら税収機構に求めること自体, ほとんど根拠を もちえない。

以上の考察を通じて我々はクチンスキーの財政分析の方法の不十分性を指摘したつもりである。

しかし彼の主題であった似而非民主主義を媒介にした資本主義財政の本質批判は、我々にとって十分教訓とすべきすぐれた見解を提示したものであり、それ自体に異論をもちうるものではないし、最後に、形をかえ声をかえて様々に提起される 国家独占資本主義的、改良主義的 財政民主主義論の 批判にさいしてクチンスキーの検討からえた教訓は、何ほどかの意義をもちうるであろう。

- 注 (1) Cf. Mitchill and Deane, Abstract of British Historical statistics, 1962 p. 329。 なおしかし同時に地方政府の経費増大を無視することはできない。 これについては、島恭彦『財政学概論』 p. 26~42. 参照のこと。
 - (2) 「近代ヨーロッパ文明諸国民のあいだでは、どの国でもその住民の百分の一をこえるものが兵士として使用されて、かれらを使用する費用をになう国の破滅をともなわぬことはありえぬと計算されるのがふつうである。」 A, Smith, the Wealth of Nations, modern Library. p. 657~658.)
 - (5) シュンペーターは、戦争がこれまで何度も租税国家を崩壊の危機におとし入れたことを指摘し、第一次大戦にかけてイギリスの国家経費が途方もなく増大していると強調している。(Schumpeter., Die Krise des Steuerstaats, S. 34~35.) なおピーコックとワイズマンも、第一次大戦を機に経費の飛躍的増大をみとめ、これを転位効果としている。(Peacock anb Wiseman, The growth of public expenditure in the U・K. p. 52~56.)
 - (4) 社会保障はイギリスにおいてもやっと今世紀に入り発展したにすぎない。1908年 老令年金,9年,職業紹介法,11年,国民保険法など。
 - (5) モートンとテイトは、「1893年の独立労働党 (I.L.P) の結成以来、今や政治的 労働運動の中心問題は、社会主義の問題になった」とのべている。(『イギリス労働 運動史』 古賀訳、p. 278.)
 - (6) U・K・ヒックス『イギリス財政史』(遠藤, 長谷田訳, p. 23.)

- (7) この事実は、経費増大がいわゆるニッテイの五指標を、いつも同一比重で列記し うるものでないことをよく示している。費目ごとの増大原因を具体的に分析する必 要があることを強調している 林建久「経費膨脹ノート」(武田他編『資本論と帝国 主義』下、所収)参照。
- (8) 土生前掲, p. 225.
- (9) 所得税は第二次大戦中およびそれ以後、いよいよ低額所得層にまで拡大され、最も有力な大衆課税となった。
- (10) 小谷, 前掲, p. 136.
- (II) マルクスの次の指摘は、この時期にはいっそう妥当している。「…所得税が労働者に関係がないと主張するのはまことにばかげている。企業家と労働者が対立している現在の社会秩序のもとでは、ブルジョアジーは賃金をひき下げるか、価格をひきあげるかすることによって、多くの場合いっそうたかい課税を無害なものにする。」(「ポンド・シリング・ペンスまたは階級予算、その利益をうけるものは誰か」マル・エン選集、第6巻、上、p. 209.)
- (12) この点についても小谷教授が指摘されている。前掲, p. 139-140.

五 結びにかえて

以上の検討をおえるにあたり、J・クチンスキーのおかれていた財政思想史ないし財政政策論史における地位をごくかんたんに位置づけておく必要があろう。

第一次大戦での敗戦後,ドイツは膨大な賠償,公債,戦後処理費などをかか え,過大な増税によってその負担をとりつくろうとしていた。

だが大戦からのひき続く国家破産の危機は、依然として免れるべきもなく、他 方での階級闘争の激化とあいまって、財政学者の前にも社会主義の立場をとる か否かの決定的な問題がつきつけられずにはおかなかった。

こうして「租税国家の危機」から生まれでた財政思想は、すべてドイツの伝統的な財政学に批判的立場をとることから出発した。(以上、島恭彦『財政学原理』p.23 参照)

とりわけゴールトシャイトの財政社会学は、すでに停滞化し分裂状態におちいっていた官僚主義的財政学に代って、国家破産の危機に対処すべく独自な財

政学をうちたてようとするものであった。しかしその方法は、財政の経済的基 礎を真に解明しうるものではなく, 実践的には改良主義的限界にとどまってし まうものであった。

さてクチンスキーは、ゴールトシャイトの財政社会学に積極的な意義をみと めつつも、とくに彼の経費論をマルクス主義国家論に立脚して批判し、資本主 義財政の本質批判を試みようとしたものである。この点で彼は、方法は当時の 財政社会学の影響下にあって,マルクス主義的財政分析の意欲的な一例を示し たものであったといえよう。

しかし他方彼の租税制度にたいする評価は、当時の社会民主党において主流 を形成していた改良主義的財政政策論に相通ずるものがある。彼の税制民主化 論は、おそらくその影響を無視しては理解しにくいと思われる。(これについて は広田司郎『ドイツ社会民主党と財政政策』とくに第二部,第4章以降,有斐閣,がぜひ とも参照されるべきであろう。)

この意味で彼の財政論の方法は、ゴールトシャイト以降、社会民主党の理論 的支柱となった一連の財政社会学の枠内にあったといえないこともなかろう。 本稿はこの面での彼の立論に焦点をあて、多少の実証分析をも参照することに よって批判的な考察を試みたつもりである。